

太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準

1. 基本方針

・中標津町都市計画マスタープラン、緑の基本計画、中標津町景観条例に基づき、太陽光発電施設の設置に伴い、敷地内の緑化や、緑化修景等に配慮し、中標津らしい牧歌的景観等の恵まれた自然環境の維持・保全を図ることとする。

2. 景観形成基準

(基準を適用する前提条件)

- ・設置に伴う敷地面積が10,000m²以上の施設(売電を主たる目的とするもの)

(景観形成基準)

1. 緑化修景の基準

- ・沿道緑化：幹線道路と施設の間には緩衝緑地帯を設置し、極力、高木等の植栽による修景を図ること。
- ・敷地内緑化：敷地内緑化率は6%以上とし、芝生、植栽、花壇等での緑化を図ること。
- ・敷地外周部緑化：敷地内の付帯施設等は景観に配慮し、敷地外周部などに常緑高木等で極力、緑化修景をおこない、周辺との調和に努めること。

2. ソーラーパネル設置位置やデザイン等に対する基準

- ・高さ：周辺の眺望に配慮し地盤面から高さ10m以下とすること。
- ・色：周辺環境に違和感のある原色は避け、敷地内の施設等の統一感に配慮し、周辺環境にも調和した色とすること。

3. 付帯施設に対する基準

・保安柵

道路の沿道に直接面して設置せず、圧迫感回避のため、緩衝帯などによって一定の後退距離(セットバック)を確保すること。(2m程度)

・管理棟、倉庫、車庫、駐車場など

本体の施設との調和を図るものとする。特に景観阻害の影響の大きい施設にあつては植樹による目隠しなどの配慮によって修景すること。

4. 広告物に対する基準

- ・集合看板の設置：1つの敷地に多数の看板を設置せず、極力わかりやすい集合型のものとする。
- ・高さ：10m以内
- ・色：原色を避け、周辺環境になじむ色とすること。

5. 夜間照明に対する基準

・通常の夜間照明の役割のみならず、必要に応じ、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安心、安全を確保すること。

6 . 維持・保全の基準

- ・ 中標津町景観条例の前文で規定している「中標津町の風土に調和した良好な景観を形成し、次代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定する。」の趣旨に基づき、整備した施設・環境の維持・保全及び育成に努めること。

(事前協議)

- ・ 施設設置を行う場合は、あらかじめ事業計画について町と協議し、その同意を得ること。
- ・ 町が特に必要と認める景観に重要な影響を与える恐れのある施設設置については、中標津町景観審議会において審議をし、事務を進めることとする。

(適用開始)

- ・ 平成25年3月18日から適用する。

(中標津町建設水道部都市住宅課 街づくり推進係)